

## 佐賀県工業系試験研究機関受託研究取扱方針

### 第1 趣旨

佐賀県の工業系試験研究機関（以下「県公設試」という。）が、県以外の者から委託を受けて行う試験研究（以下「受託研究」という。）の基本的な取扱いは、別に定める場合を除くほか、この方針の定めるところによる。

### 第2 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、受託研究の結果得られた受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、品種、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（以下「著作権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権等」と総称する。）
- ニ ノウハウ（秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約者間で協議して特に指定するものをいう。）
- 三 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 四 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2章第3節第2款及び第3款に定める権利を行使する行為並びにノウハウの使用をいう。

### 第3 受託研究の申請

- 1 県公設試の長（以下「所長」という。）は、当該県公設試に試験研究を委託しようとする者に、受託研究申請書（様式第1号）を提出させるものとする。ただし、競争的資金の中核機関から受託する場合や国や国からの委託を受けた独立行政法人等からの受託で県側の判断の裁量の余地が小さいような場合等は、当該申請書を要しないものとする。
- 2 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合、受託研究を実施することはできない。
  - （1）本方針の定義による「知的財産権」の権利者
  - （2）本方針の定義による「ノウハウ」の権利者
  - （3）本方針の定義による「著作権等」の権利者
  - （4）本方針の定義による「発明等」の権利者

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 前項（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合、受託研究を実施することはできない。

#### 第4 受託研究契約の締結

- 1 所長は、受託研究申請書を受理した場合、当該申請に係る研究が県において受託研究として実施することが適當であると認め、当該研究を受託しようとするときは、当該申請者と受託研究契約を締結するものとする。
- 2 所長は、第3の但し書きの場合、当該研究が県において受託研究として実施することが適當であると認め、受託研究を実施しようとするときは、当該相手方と受託研究契約書を締結するものとする。
- 3 所長は、県公設試の実情等に応じ、受託研究契約書式例（様式第3号）を参考にして受託研究契約書を作成するものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、相手方の示す様式によることができる。

#### 第5 事前協議

- 1 所長は、新規に受託研究契約を締結しようとするときは、事前に受託研究実施協議書（様式第2号）に契約書の案及び受託研究の相手方や受託研究の詳細がわかる資料（受託研究申請書がある場合は当該申請書も添付のこと。）を添付して、ものづくり産業課長と協議を行うものとする。
- 2 前項の規定は、受託研究契約の重要な変更をしようとするときについて準用する。

#### 第6 経費の納付等

- 1 県公設試に試験研究を委託した者（以下「委託者」という。）は、受託研究契約の締結後遅滞なく、当該契約に定めるところにより研究費の概算額を納入通知書により納付するものとする。
- 2 研究費の概算額の算定基準については、県公設試の実情等に応じ、所長が定めるものとする。

#### 第7 実績報告

所長は、受託研究終了後、研究成果についてまとめた実績報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

#### 第8 ノウハウ

所長及び委託者は、協議のうえ、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当する部分について指定し、適正に管理するものとする。

#### 第9 受託研究の中止

所長及び委託者は、天災その他やむを得ない事由により、受託研究の継続が困難になったときは、双方協議のうえ、当該受託研究を中止することができる。

#### 第10 研究結果の通知等

- 1 所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、その結果を委託者に通知するものとする。
- 2 所長又は委託者は、受託研究の実施期間中において、相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、受託研究契約書で別段の定めをした場合を除き、あらかじめ協議するものとする。
- 3 所長は、受託研究を終了したときは、当該研究成果を公表するものとする。ただし、委託者が業務上の支障があるため、所長に研究成果を公表しないよう申し入れたときは、所長は、委託者の利害に關係のある事項についてその成果を公表しないことができる。
- 4 所長は、第三者に対し実施の許諾をする決定をしたとき及び研究成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認める場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。
- 5 委託者は、受託研究の終了後、研究成果を公表しようとするときは、受託研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ所長と協議するものとする。

#### 第11 研究費の精算

所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第6の規定により納付を受けた研究費の概算額を精算するものとする。

#### 第12 知的財産権

県公設試の研究員が受託研究業務において発明等を行った場合には、当該発明等に係る知的財産権は、県に帰属するものとする。この場合において、所長は、委託者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により難い場合として認められる場合は、寄与又は貢献度を踏まえ、県及び委託者が協議のうえ、知的財産権の帰属を定めることができるものとする。

#### 第13 優先的実施

- 1 所長は、第12の規定により県に帰属した知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「県に帰属した知的財産権」という。）を委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、この受託研究の終了の日以後、受託研究契約の定めるところにより、一定の期間内において優先的な実施権を設定することができる。
- 2 所長は、当該発明等の普及及び県公設試の設置目的の達成その他県行政の推進等のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、受託研究に係る発明等に関する知的財産権及び優先的な実施権の設定等について受託研究契約書において別段の定めをすることができる。

#### 第14 第三者に対する実施の許諾

所長は、次の各号に掲げるときは、第13に定める優先的実施期間内においても、委託者等以外の者（以下「第三者」という。）に県に帰属した知的財産権の実施の権利を許諾することができる。

- 一 委託者等が優先的実施期間内に正当な理由なく実施しないとき。
- 二 優先的な実施の権利を乙等に対して付与したことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められたとき。

#### 第15 実施料

所長は、県に継承された知的財産権を委託者等に実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

#### 第16 秘密の保持

所長及び委託者は、特別の事情がない限り、受託研究の実施に当たり、相手方から得た技術上又は営業上の情報を他に開示、漏洩してはならない。

#### 第17 違反等に対する措置

所長は、委託者が第3の2の各号、又は3のいずれかに該当する者であることが判明したときは、受託研究契約を解除することができるものとする。

#### 第18 その他

この方針に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、ものづくり産業課長が定めるものとする。

##### 附 則

この方針は、平成27年度の受託研究から適用する。

##### 附 則

この方針は、平成28年度の受託研究から適用する。

##### 附 則

この取扱方針は、令和3年度の受託研究から適用する。

様式第1号

受託研究申請書式例

年　月　日

様

申請者

住所　〒

(ふりがな)

企業名

代表者役職

(ふりがな)

代表者氏名

生年月日

年　月　日

下記により、佐賀県〇〇へ試験研究を委託したいので申請します。

記

- 1 試験研究課題
- 2 試験研究目的
- 3 試験研究内容
- 4 試験研究実施の希望期間
- 5 試験研究に必要な経費の金額（積算の基礎及び納入方法）
- 6 知的財産権の実施等に関する事項
- 7 試験研究用資材、設備等の提供等に関する事項
- 8 試験研究者の派遣に関する事項
- 9 試験研究結果の利用方法
- 10 その他試験研究に関する希望等

添付書類

- 1 会社定款
- 2 会社経歴書
- 3 誓約書（様式第1号の1。様式第1号を表面、様式第1号の1を裏面とし、両面印刷して提出すること。)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。この様式に記載された個人情報は、受託研究申請に係る事務の目的を達成するため及び様式第1号の1の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

様式第1号の1

誓 約 書

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。  
また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)  
イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)  
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者  
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※ 申請に当たっては、本誓約を確認の上、□にレを記入すること。

様式第2号

受 託 研 究 実 施 協 議 書

○○○第 号  
年 月 日

ものづくり産業課長 様

佐賀県○○  
所属長

下記について、受託研究として実施したく協議いたします。

記

- 1 受託研究の相手方
- 2 受託研究項目
- 3 受託研究内容
- 4 受託研究実施の理由
- 5 受託研究の相手方の技術的能力及び経理的基礎
- 6 当該公設試における研究担当予定者
- 7 その他参考となる事項

(注1)「受託研究実施の理由」には、当該受託研究を行うことによる効果及び当該公設試で対応措置について意見を記入すること。

(注2)「受託研究の相手方の技術的能力及び経理的基礎」には、受託研究の経費を負担しうる十分な経理的基礎を有するものであるか、また受託研究の成果を行使するために十分な技術的能力を有するものであるかの意見を記入すること。

添付資料 　・受託研究の相手方、研究内容の詳細がわかる資料（受託研究申請書がある場合は、当該申請書も添付のこと。）  
　・受託研究契約書の案

樣式第3号

## 受託研究契約書式例

佐賀県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、「○○○○」に関する試験研究について、次のとおり受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、受託研究の結果得られた受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
  - 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
    - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利
    - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
    - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（以下「著作権」という。）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権等」と総称する。）
  - ニ ノウハウ（秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約者間で協議して特に指定するものをいう。）
  - 三 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。
  - 四 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第3節第2款及び第3款に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

### (試験研究の受託)

第2条 甲は、次の試験研究の実施を乙から受託する。

- 一 試験研究の課題
  - 二 試験研究の目的
  - 三 試験研究の内容
  - 四 試験研究の実施期間
  - 五 研究に要する経費 円
  - 六 研究担当者
  - 七 提供物品（別表1）
  - 八 研究場所

## 九 その他

### (研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究完了の翌日から起算して、〇〇日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

#### <実績報告書の内容例>

- (1)研究題目
- (2)研究成果の概要
- (3)研究成果の今後の活用法
- (4)研究経費の支出実績

- ※ 点線内の内容は、例示であり、契約書には相手方と合意した内容を記入すること。
- ※ 〇〇日は、30日ぐらいが目安か。

### (ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議のうえ、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して、3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長し、または短縮することができる。

### (研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

### (再委託)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等、この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継してはならない。

### (経費の納付等)

第7条 研究費の概算額は、 円とする。

- 2 乙は、前項の概算額を甲の発行する納付通知書により納付通知書の指定する期日までに納付するものとする。
- 3 前項の規定は、この契約の変更により研究費の概算額が増加した場合における当該増加額について準用する。
- 4 甲は、この契約の変更により研究費の概算額が減少した場合には、当該減少額を遅滞なく乙に返還するものとする。

### (経理)

第8条 前条の研究費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならな

い。

(試験研究用資材等の提供)　注) 資材等の提供がある場合の規定

第9条　乙は、第2条に定める別表1に掲げる研究用資材、機械器具等（以下「提供物品」という。）を甲に提供するものとし、これらの搬入、取付け、とりはずし及び搬出に要する経費は、乙が負担するものとする。

2　乙が前項の規定により提出した機械器具の修繕又は改造のための特別の費用は、乙の負担とする。ただし、当該修繕又は改造が甲の職員の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(試験研究補助者の派遣)　※　補助者の派遣がある場合の規定

第10条　乙は、別表2の試験研究補助者を甲に派遣するものとし、当該補助者に係る一切の義務を負担するものとする。

(受託研究の中止)

第11条　天災その他やむを得ない事由により、本受託研究の継続が困難となった場合は、甲乙協議のうえ本受託研究を中止することができる。この場合には、甲又は乙は相手方が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(研究費等の精算等)　※　第2項は、資材等の提供がある場合の規定

第12条　甲は、本受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第7条の規定により納入を受けた研究費の額の精算を行うものとする。

2　甲は、本受託研究を終了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費が不足した場合の処置)

第13条　甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、ただちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議のうえ、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

2　前項の規定により、乙が経費を負担できない場合には、契約の継続について、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第14条　甲の研究員が受託研究業務について発明等を行った場合には、当該発明に係る知的財産権は、甲に帰属するものとする。この場合において、甲は乙に知的財産権の取得があった旨を通知しなければならない。

2　前項の規定により難い場合として認められる場合は、寄与又は貢献度を踏まえ、県及び委託者が協議のうえ、知的財産権の帰属を定めることができるものとする。

(優先実施権)

第15条　甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって、第14条の規定により甲に帰属した

知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「甲に帰属した知的財産権」という。）を乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、別に締結する実施許諾契約に定める期間、優先的に実施させるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第16条 甲は、次の各号に掲げるときは、前条に定める優先実施期間中においても、乙等以外の者（以下「第三者」という。）に当該知的財産権の実施を許諾することができる。

- 一 乙等が前条の優先的実施期間中その第〇年次以降において正当な理由なく甲に承継された知的財産権を実施しないとき。
- 二 甲に承継された知的財産権を乙等に対して優先的実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められたとき。

※ 第1号の〇年次については、優先実施期間により変わるが、おおむね、第3年次を目安に考える。

（実施工料）

第17条 乙等は、甲に承継された知的財産権を実施しようとするときは、別に実施許諾契約で定める実施工料を甲に支払わなければならない。

（情報の開示）

第18条 乙は、本受託研究に関する乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（研究成果の公表等）

第19条 甲及び乙は、第2条で定める受託研究の実施期間（以下「研究実施期間」という。）中において、相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

- 2 甲は、研究実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は、乙の利害に関係ある事項について、その成果を公表しないことができる。
- 3 甲は、乙の利害に関係ある事項について、その成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。
- 4 乙は、研究実施期間終了後、〇年間の期間内に研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。なお、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本条の規定は、受託研究を中止した場合に準用する。

※ ○年間は、おおむね3～5年が目安と考えられる。

（契約の解除）

第20条 甲又は乙は、次の第一号から第二号のいずれかに該当する場合において催告後14日

以内に是正されないとき又は第三号に該当する場合は、本契約を解除できる。

- 一 相手方が契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき
- 三 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(損害賠償)

第21条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議し、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

(元号) 年 月 日

甲 (住所)

佐賀県○○○

印

乙 (住所)

(委託者の法人名)

(法人代表者名)

印